

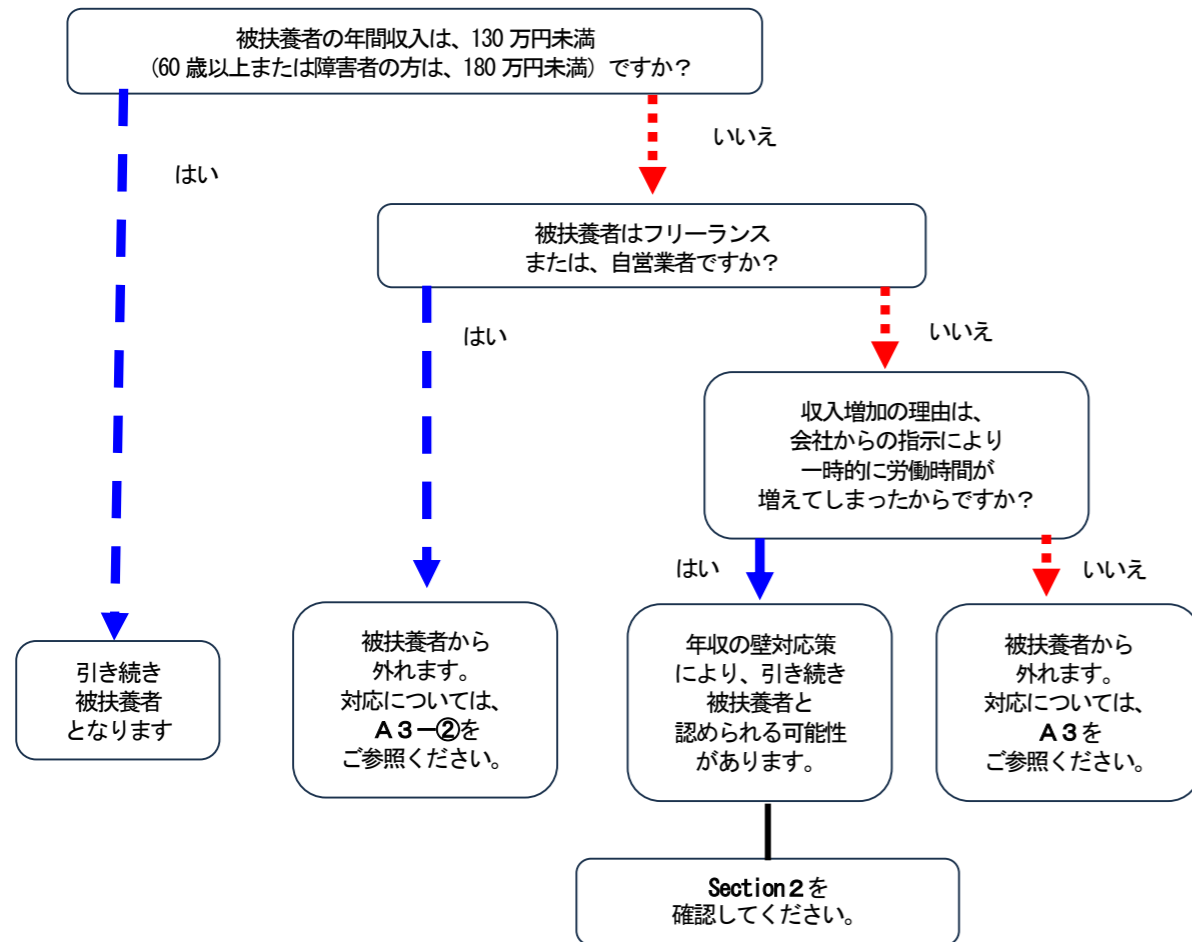


従業員年末の収入調整にどう対応する? ~会社が押さえておきたいポイント~

◀ 記事担当 : 栗原 ▶

現在、健康保険の扶養の範囲内で働いている従業員が、年収を抑えるためにシフトを調整する時期になりました。今月号では、扶養に入る要件の1つである「130万円の年収の壁」に関する国の当面の対応策（いわゆる、「年収の壁・支援強化パッケージ」）やよくある質問についてまとめました。（※「年収の壁」に関する詳細は、あおば新聞No.221（2023年11月号）をご覧ください。）
ご不明点については、お気軽にあおば事務所までお問合せください。

<Section 1> 現在の状況を以下のフロー図で確認しましょう



<Section 2> 健康保険の「年収の壁」への当面の対策とは？

事業主の事情による、一時的な収入の変動があった場合、次の要件をすべて満たすことで、連続2回まで年収が130万円を超えても、健康保険の扶養の範囲を超えても外れないケースがあります

- 下記の理由により、当初、予定されていなかった時間外労働（残業）が増えたか？
 - 急な退職等による人手不足
 - 業務受注量の一時的な増加
 - 突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加 など
- ①の内容を会社（事業主）が証明できるか？

※ 厚生労働省のホームページに証明書様式有り。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>

<Section 3> よくあるご質問 (Q&A)

Q1. いつ・どうやって会社が証明するのですか？

A1. 加入されている協会けんぽ、健康保険組合等で行われる、被扶養者の資格再確認の際、通常求められる書類の他に、「一時的な収入変動に係る」事業主の証明書を提出します。
※ 収入確認のタイミングや、提出を求められる書類（例えば、雇用契約書や、直近の収入証明等）は、協会けんぽ、健康保険組合等により異なります。

Q2. 連続2回は、どのように数えるのですか？

A2. 少なくとも年に1回は、被扶養者の収入確認を行っていることを想定しているため、**連続する2年間**の各年における収入確認において、事業主の証明を用いることができます。

Q3. 一時的な収入の増加が、予期せず長期化した場合や、労働契約を変更したことにより、今後も引き続き収入が130万円を超えることが確実な場合はどうなりますか？

A3. 今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。その場合は、以下のいずれかにより被扶養者から外れ、ご自身で保険加入してもらう必要があります。

- 勤務先で社会保険に加入** 勤務時間を増やし、社会保険に加入できる条件を満たして社会保険に加入します。一時的な収入増加ではなく、今後も継続的に働いてもらう必要が出てきた場合には、キャリアアップ助成金を活用し、正社員転換への取り組みもご検討ください。助成金の取り組みについては、事前準備が必要ですので、あおば事務所までご相談ください。
- 国民健康保険への加入** 社会保険に加入できない働き方を続ける場合、国民健康保険に加入します。

※ なお、保険加入となった際には、手取り額が減少するため、事前の説明が必要です。

■ あおば事務所からのお知らせ ■

■ あおば事務所の休業日のご連絡

11月29日(金)は全社員研修のため、午後(12時~18時)の業務は休業とさせていただきます。皆様にはご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い致します。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です） ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修 **全ての根本がここに！ 基本は全4回、期間は約3ヶ月**

★問題解決プログラム 困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！

★経営幹部、管理職研修 管理職に必要な意識と心得をお伝えします。

★チームビルディング 実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？

★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

組織活力が特に
オススメ！

